

■議案第40号 四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

【要旨】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律25号。以下「番号法」という。）が平成27年9月9日に、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「改正法」という。）により改正され、改正法の一部が本年5月30日から施行されます。

主な改正の内容については、特定個人情報の提供の制限が緩和され、その場合の情報の提供については、情報提供ネットワークシステムを使用した個人情報の提供や、総務大臣からの通知による個人情報の提供が行われるようになります。

今回の条例改正は、番号法の規定を引用していた本条例内の「情報提供等記録」の定義について、法律に合わせた改正を行うものです。

【改正の内容】

第2条第6号に「これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。」を加えます。

【新旧対照表】

改正後	改正前
○四万十町個人情報保護条例 平成18年3月20日条例第11号 略 (定義)	○四万十町個人情報保護条例 平成18年3月20日条例第11号 略 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (5) 略 (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 <u>（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）</u> の規定により記録された特定個人情報をいう。 (7) 略	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (5) 略 (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。 (7) 略
第3条～ 略 附 則 この条例は、平成29年5月30日から施行する。	第3条～ 略